

令和6年5月21日
林野庁北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社プラスラボ	埼玉県越谷市登戸町29-20-4

2 指名停止の期間 令和6年5月22日から令和6年8月21日まで（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

令和6年4月24日に行われた、令和6年度 保安帽に係る一般競争入札において、落札決定後に貴社から、保安帽の塗装について対応ができないことが判明し業務の履行が不可能であるため、契約を辞退する申出があった。これにより、同業務の入札手続に遅延を及ぼすこととなった。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）